

労働契約書

雇用期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日まで
所定労働日数 森林作業員 年間275日 1日 7.5時間
仕事の場所 近畿、中部地区 内の作業場所 遠方の場合、長期出張有。
仕事内容 事務
素材生産作業（伐採，集材，搬出，運搬等）
造林作業（植林，下刈り，除伐，間伐，枝打ち，地拵え，歩道設置，運搬等）
苗木生産作業
測量等
土木作業（作業道開設，修理等）
機械操作作業（チェーンソー，ブッシュカッタ，建設機械，集材機，高性能林業機械，車輛等）
組合事業（素材生産協同組合，森林組合等）
始業，終業時間 森林作業員 午前7時～午後4時（休憩，昼食時間 1時間半）及び休憩時間
変形労働時間制 1年単位の変形労働時間制
所定外労働 有り 年間限度 320時間
休日 森林作業員 年間 90日 下記表のとおり
原則 雨天時は休日と振替 休日年間カレンダーは、別紙

森林作業員	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
原則休日日数		9	9	9	7	10	6	6	6	6	7	7	8

休暇 年次有給休暇・その他の休暇等は就業規則とおり
賃金 1, 時給計算 基本日給 10,050円（時給 1,340円）+ 諸手当 - 控除額
諸手当 造林 振動機械使用手当（1日300円*使用日数）
伐採土木 機械管理手当（1ヶ月1台2000円）
通勤手当 （自家用車の場合は1km20円 上限20,000円）
残業手当 （1時間単位、25%増）
休日出勤手当（月所定出勤時間以上の出勤1時間につき35%増）
出張手当 （事務所より片道2時間（120km）以上かかる現場で7.5時間以上作業をしたとき1日につき2000円）
控除 健康保険、厚生年金、雇用保険、源泉所得税、住民税
2, 賃金締切日 毎月末日
3, 賃金支払日 翌月10日
4, 賃金支払方法 銀行振込
5, 賞与 年1回 個人の評価と、会社の業績に応じて、支給する
6, 退職金 中退協
7, 欠勤 月所定出勤日数に満たない時は有給を当てて補う有給なき場合は、無給とする。
加入保険等 健康保険（介護保険）、厚生年金、雇用保険、労災保険、労災上乘保険
労働災害時の補償は会社が加入する上乘せ労災の範囲内とする。
雇用者はその範囲内での補償に応じることを承諾する。

更新の有無 契約更新の有無 更新する場合があります
その他規則遵守事項等の詳細は、就業規則に準ず

上記の条件で労働契約をいたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

所在地 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿459番地の1
事業主 前田商行株式会社
代表取締役 前田 章博